

精神障害者保健福祉手帳の申請に必要なもの

新規申請

〈診断書による申請の場合〉

精神障害者保健福祉手帳交付申請書（第5号様式）

精神障害者保健福祉手帳用診断書

※初診から6ヶ月以上経過した時点で、市町村受理日の3ヶ月以内に作成されているもの。

写真1枚（縦4cm・横3cm、1年以内に撮影したもの、正面から撮影したもの、無帽、無背景）

※特段の理由により写真貼付を希望しない場合は不要。ただし、写真貼り付けの有無で利用できるサービスに差異が出てしまう場合があります。

マイナンバーカード（通知カードでも可、もしくは個人番号がわかるもの）

〈障害年金証書の写しによる申請の場合〉

精神障害者保健福祉手帳交付申請書（第5号様式）

精神障害を事由とする障害年金証書

※年金裁定通知書の写し、直近の年金払込通知書又は年金支払通知書の写しでも可。

同意書

※精神障害を事由とする障害年金を給付されていることを確認するために、年金事務所等へ照会します。

写真1枚（縦4cm・横3cm、1年以内に撮影したもの、正面から撮影したもの、無帽、無背景）

※特段の理由により写真貼付を希望しない場合は不要。ただし、写真貼り付けの有無で利用できるサービスに差異が出てしまう場合があります。

マイナンバーカード（通知カードでも可、もしくは個人番号がわかるもの）

〈特別障害給付金受給資格証の写しによる申請の場合〉

精神障害者保健福祉手帳交付申請書（第5号様式）

特別障害給付金受給資格証（又は、特別障害者給付金支給決定通知書）

同意書

写真1枚（縦4cm・横3cm、1年以内に撮影したもの、正面から撮影したもの、無帽、無背景）

※特段の理由により写真貼付を希望しない場合は不要。ただし、写真貼り付けの有無で利用できるサービスに差異が出てしまう場合があります。

マイナンバーカード（通知カードでも可、もしくは個人番号がわかるもの）

更新申請 ☆更新申請は有効期限の3ヶ月前から3ヶ月後まで受理できます。

更新に必要なものは新規申請時に必要な書類に加え、現在お持ちの精神障害者保健福祉手帳が必要です。

精神障害者保健福祉手帳の申請に必要なもの

再交付（破れ・汚れ・紛失・写真貼付）

- 精神障害者保健福祉手帳の再交付申請書（第5号様式の3）
- 現在お持ちの精神障害者保健福祉手帳
- 写真1枚（縦4cm・横3cm、1年以内に撮影したもの、正面から撮影したもの、無帽、無背景）
※特段の理由により写真貼付を希望しない場合は不要。ただし、写真貼り付けの有無で利用できるサービスに差異が出てしまう場合があります。

住所変更

〈市内転居・県内からの転入の場合〉（精神障害者保健福祉手帳記載の住所を書き換えます）

- 精神障害者保健福祉手帳の記載事項変更届（第5号様式の2）
- 現在お持ちの精神障害者保健福祉手帳

〈奈良県外からの転入の場合〉

- 精神障害者保健福祉手帳交付申請書（第5号様式）
- 精神障害者保健福祉手帳の記載事項変更届（第5号様式の2）
- 現在お持ちの精神障害者保健福祉手帳、若しくは同意書（県外転入用）
※精神障害者保健福祉手帳を紛失している場合のみ必要
- 写真1枚（縦4cm・横3cm、1年以内に撮影したもの、正面から撮影したもの）
※特段の理由により写真貼付を希望しない場合は不要。ただし、写真貼り付けの有無で利用できるサービスに差異が出てしまう場合があります。

〈転出される場合〉

桜井市での手続きはありません。転出先の自治体にお問い合わせください。

氏名変更

- 精神障害者保健福祉手帳記載事項変更届（第5号様式の2）
- 現在お持ちの精神障害者保健福祉手帳
- 写真1枚（縦4cm・横3cm、1年以内に撮影したもの、正面から撮影したもの）
※特段の理由により写真貼付を希望しない場合は不要。ただし、写真貼り付けの有無で利用できるサービスに差異が出てしまう場合があります。